

2015年(平成27年)
7月1日(水曜日)
旧暦5月16日 友引 四緑

福島民友

THE FUKUSHIMA MINYU

原発避難で自殺認定

東電に2700万円賠償命令

福島地裁 2例目判決

判決骨子

- 東京電力に約2700万円の賠償を命令
- 自殺と原発事故には因果関係がある
- 事故で生じた過酷な経験が、耐え難い精神的負担を強いたため、うつ状態になった
- 浪江町へ帰還できずに最期を迎える可能性があることが、ストレスを一層強めた
- 自殺の要因は、糖尿病などの既往歴もあり、原発事故が寄与した割合は6割
- 東電は、原発事故を起こせば、自殺する避難者が現れるという予見可能性があった

東京電力福島第1原発事故が原因で自殺したとして、浪江町から避難した五十崎喜一さん(当時67)の遺族が東電に約8700万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、福島地裁(潮見直之裁判長)は30日、「自殺と原発事故に因果関係が認められる」として、東電に約2700万円の賠償を命じた。【25面に関連記事】

原発事故と自殺の因果関係を認め、東電に賠償を命じた判決は、川俣町山木屋地区の女性の遺族に対する賠償を命じた昨年8月の同地裁判決に続き2例目。判決は「浪江で生活できなくなり、帰還の見通しも持てなくなったことなど原発事故で遭遇した過酷な経

験が苦痛として表れ、最終的に自殺に至らしめた」とした。さらに「健康状態に異常のない人にとっても過酷な経験」として原発事故に伴う避難などが強いストレスを与えたと指摘した。

一方で、喜一さんは糖尿病を患っており「糖尿病が精神状態を悪化させた」と病気が与えた影響を考慮、

自殺の要因の4割は喜一さん(66)にあり、原発事故の影響は6割とした。判決は西村康夫裁判長が代読し、主文と要旨を読み上げた。

判決を受け、東電は「判決の内容を精査したうえで、引き続き真摯に対応していく」とコメントした。喜一さんの妻栄子さん(38)、次男政之さん(38)、

孫貴明さん(21)の3人が2012(平成24)年9月に提訴した。

判決によると、喜一さんは11年3月11日の原発事故に伴い二本松市に避難。同年7月23日に出掛けたまま帰宅せず、飯館村の橋から飛び降り自殺したとみられ、翌24日に遺体で見えられた。

「勝ったが納得できず」

原発自殺訴訟判決 遺族ら謝罪を要望

東京電力福島第1原発事
故と五十崎喜一さん＝当時
(67)＝の自殺との因果関係
を認めた30日の福島地裁判
決。判決後、福島市で記者
会見した喜一さんの妻栄子
さん(66)は厳しい表情を崩
さず、判決や東電に対する
思いを語った。【一面に本

東京電力福島第1原発事
故と五十崎喜一さん＝当時
(67)＝の自殺との因果関係
を認めた30日の福島地裁判
決。判決後、福島市で記者
会見した喜一さんの妻栄子
さん(66)は厳しい表情を崩
さず、判決や東電に対する
思いを語った。【一面に本

「『お父さん、勝ち取る
ことができず、ただごと
私たちが納得できるもの
はありませんでした』と家
に帰ったら伝えたい」。栄
子さんは感想を話した。

喜一さんの持病の糖尿病な
どを考慮して、原発事故が
自殺に与えた影響を6割と
認定。喜一さんに対する慰
謝料と、死亡で失われた利
益は4割減額された。

原告側は控訴しないこと
を決めたが、弁護団の広田
次男弁護士は「減額の理由
が具体的に示されておら
ず、乱暴な判断と言わざる
を得ない」と批判した。た
だ、原発事故と自殺の因果
関係を認める2例目の判決
が出たことで、「原発事故
が原因で自殺するとの判断
が確立された」と述べた。

栄子さんら遺族は「一番
求めているのは東電からの
謝罪」とし、弁護団は9日
に東電本店を訪れて謝罪を
求めるとともに、控訴しな
いよう要望する予定だ。「幸
せはお金では買えない。原
発事故さえなければ夫も元



東電に賠償を命じる判決後、遺
影を手に報道陣の質問に答える
原告の五十崎栄子さん(左)＝30日
午前11時20分ごろ、福島地裁前

気でいられた。幸せってな
んだっただろう」。栄子
さんは涙ながらに訴えた。
酪農家自殺で係争中
原発事故が原因で自殺し
たとして、遺族が東電に損
害賠償を求めた訴訟では、
福島地裁が昨年8月、東電
に対し、川俣町山木屋地区
から避難し自殺した女性の
遺族に約4900万円の賠
償を命令。東電は控訴せず、
判決が確定した。

また、東京地裁では、自
殺した相馬市の酪農家男性
の妻らが起こした訴訟が続
いている。